

高齢化・少子化社会へ向けて

—愛知県の現状を精査する—

野 口 宏*

はじめに

救急医療体制は1977年、救急医療機関を初期・二次・三次に機能分担し、それに伴い、受入れ可能な医療機関の紹介を担うものとして、都道府県に一か所以上の救急医療情報センターの設置を国が要請、それにより発足した。その後、現在まで約半世紀の間に、救急患者の絶対数の増加、疾病の変化、そして近年の高齢化社会の到来により、多くの新しい問題を救急医療として抱えることとなっている。更には医療提供体制の人為的問題も加わり、且つ、地域格差の増大も社会構造の変化と相まって深刻化している。

そのような状況に鑑み、愛知県での取り組みについ

て、愛知県医師会救急・災害医療対策委員会の活動を座談会形式でお話し頂いた結果を記載し、救急・災害医療体制に関わる担当者により、ほぼ系統的に以下の順にその役割を中心に紹介する。

以上により、愛知県の救急・災害医療体制の在り方を精査し、今後の展望の在り方をお諮り頂くこととした。

- 1) 救急医療情報センター
- 2) 休日・夜間診療所の実態
- 3) 高度救命救急センター
- 4) 急性心筋梗塞システム
- 5) 小児救急医療体制
- 6) 災害医療・外傷医療体制

